

栗国村 最大の神事

ヤガン折目 (ヤガンウユミ)

場所:栗国村イビガナシー

毎年旧暦の6月24日、25日、26日の3日間を通して行われるのが「ヤガン折目」です。今年は7月29日(月)、30日(火)、31日(水)に行われます。

7月31日の最終日には、村をはじめ一般の人たちも参加し、村の繁栄、健康祈願や子宝祈願を行う日となっております。

7/29 山の神のお迎え

19:00頃から

各区長、各原組のヤトゥイ(雇い)は、祝女と共にエーガ拝所に集まり、山の神のお迎えをする。

7/30 火の神のウマチー、ナーヌウユウェー

18:00頃から

東の両ヌル、西のスイミチジ、火ヌ神前に集まり、ヤガン神の来臨の御礼と翌日の折目の案内と無事終了を祈願する。

7/31 ヤガン折目

9:00頃から

午前9時頃より朝のウンヌキグト(お願い事を伝える申し開き)が始まる。老若男女がイビガナシーに集まり健康祈願をする。●午前12時頃トゥン巡り●午後5時頃ユウフララ

●奉納相撲は小学生(高学年)・中学生・一般の部を行います。受け付けは当日会場にて行います。(受付時間・18:00を予定)

●民謡ショーは午後8時30分から屋外ステージで予定しております(天候等で変更になる場合があります)。

主催:栗国村 お問い合わせ:栗国村役場総務課 TEL 098-988-2016

令和6年度からの税制度の変更について

定額減税の金額・対象期間・手続き

家族を養っている場合は「人数×4万円」が減税されます。

たとえば、父・母・子(児童など)の3人家族なら、トータルの減税額は「3人×4万円＝12万円」です。

共働きの家庭でも、世帯で見れば基本的に減税額は変わりません。

	所得税の減税	住民税の減税
減税額	3万円 + (扶養人数×3万円)	1万円 + (扶養人数×1万円)
対象期間	2024年分の所得税	2024年度分の住民税
減税の手続き(会社員)	基本不要	基本不要
減税の手続き(個人事業主)	納税者が自分で手続きする (予定納税・確定申告)	基本不要